

山形県さくらんぼ栽培 150 周年記念ロゴマーク・デザイン 作成業務委託仕様書(企画提案用)

1 業務名 山形県さくらんぼ栽培 150 周年記念ロゴマーク・デザイン作成業務

2 業務期間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 25 日まで

3 目的

山形県を代表するフルーツである「さくらんぼ」が令和 7 年度に栽培 150 周年を迎えることを記念したロゴマーク・デザインを作成し、県内外で行われる様々な取組みで活用することより、150 周年記念事業を一体的に発信することを目的とする。

4 委託内容

- (1) 契約締結後、令和 6 年 1 月下旬までにロゴマーク・デザインの案を 3 種類提出すること。(※企画提案時は、コンセプトとイメージ 1 案のみの提出とする。)
- (2) 上記 3 案から発注者の検討・指示により 1 案を選定し、修正作業を行うこと。
- (3) 令和 6 年 3 月下旬までにロゴマーク・デザインを完成させること。納品は CD-R によりカラー版及びモノクロ版のデータを提出すること。

5 作成基準

(1) 基本的考え方

- ・令和 7 年度の山形県さくらんぼ栽培 150 周年は、山形県のシンボリックな果樹であるさくらんぼを筆頭に本県の果樹産業全体にとって記念すべき年である「やまがたフルーツ 150 周年」として位置付け、さくらんぼをはじめとした県産フルーツ全体の魅力を県内外に発信するために活用できるデザインとする。
- ・本ロゴマーク・デザインは、令和 7 年度に向けて山形県さくらんぼ&フルーツ PR 協議会が実施する 150 周年記念事業のほか、使用を希望する自治体、関係団体、民間企業等が実施する関連企画やサービスで幅広く活用できるものとする。
- ・具体的には別添「(参考) 150 周年事業コンセプト及び構成」を参照すること。

(2) ロゴマーク・デザインの内容

- ・ロゴマークは、イラスト(画像)とキャッチフレーズ(文言)を組み合わせ一つのデザインとし、公募の趣旨を踏まえ独自に作成すること。
- ・キャッチフレーズ(文言)は、本仕様書で用いる表現と必ずしも一致する必要はない。

6 作成上の留意点

- (1) 未発表で、オリジナル作品であること。
- (2) 国内において既登録商標又は類似商標登録が無く、商標登録が可能なものであること(受託者において確認すること)。なお、完成後の商標登録手続きは、発注者が別途行うものとする。
- (3) 単色刷でも識別が可能なデザイン及び配色であること。
- (4) ポスターやチラシのほか、WEB ページや SNS、商品のパッケージなど幅広く使用することを前提とすること。

- (5) 作成にあたっては、発注者の意向を取り入れ、十分打合せの上進めること。
- (6) 本業務による著作権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）はすべて県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。
- (7) 受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

7 受託にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 事業実施により得た情報（個人情報を含む）等については、すべて県に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (6) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- (7) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後 5 年間保存すること。